

# 四国総合信用株式会社（2回目）

～ 平成 30 年 7 月 18 日認定、県内第 52 号 ～ （高松市）

労働者数：42 人（うち女性 16 人） 業種：信用保証業

計画期間：平成 28 年 2 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日



## <計画期間中の主な取組内容>

- 女性社員 2 名が育児休業を取得し、女性の育児休業取得率は 100%でした。（※労働者数が 300 人以下の一般事業主の特例により、計画期間とその開始前の 3 年間を合わせた期間で算出。）
- 1 歳以上の子について看護休暇を 6 日間取得した男性社員がいます。
- 毎月第 2 水曜日にノー残業デーを実施しました。
- 平成 28 年 11 月より、年次有給休暇の取得促進を目的として、時間単位休暇とフレッシュアップ休暇を導入しました。  
また、夏季休暇、年末年始休暇、リフレッシュ休暇等について社内ネットワーク掲示板にて周知し、取得促進を呼びかけました。

## <その他両立支援に関する取組>

- 育児のための所定外労働の制限、育児短時間勤務制度は、子が小学校入学前まで利用できます。